



岩国市立東小学校
Iwakuni Higashi Elementary School
岩国市立東中学校
Iwakuni Higashi Junior High School

岩国市立東小中学校
(山口県岩国市)



防衛省HP「防衛白書」



目 次

- ◆ 陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）について
- ◆ 河野前防衛大臣による岩国訪問について
- ◆ 米海兵隊岩国飛行場所属機 2 機の空中接触による墜落事故に関する再調査結果の概要説明
- ◆ 2020（令和2）年防衛白書の刊行
- ◆ 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について
- ◆ 宇宙作戦隊の新編について
- ◆ 「公募」による周辺財産の有償使用許可
- ◆ 民生安定助成施設で整備した漁業用施設の効果について
- ◆ 令和2年度優秀工事 調達部長顕彰
- ◆ 岩国市立東小学校・東中学校開校（山口県岩国市）
- ◆ 令和2年度 局長感謝状贈呈
- ◆ 中国四国防衛局 ロゴマークの紹介
- ◆ 中国四国防衛局 人事異動（総務部長）の御挨拶
- ◆ 中国四国防衛局 職員日記

編集・発行 中国四国防衛局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30

Tel 082-223-7109





陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）について

令和2年6月19日、河野防衛大臣（当時）が山口県庁を訪れ、山口県知事、萩市長、阿武町長、山口県会議長、萩市会議長及び阿武町会議長に対し、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備に関するプロセスの停止について説明し、謝罪の意を伝えました。

河野大臣は、むつみ演習場への配備について、迎撃ミサイル（SM-3）の飛翔経路をコントロールし、ブースターを演習場内に確実に落下させるためには、ソフトウェアの改修のみならず、SM-3のハードウェアを含め、システム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要することが判明したため、追加のコスト及び期間に鑑み、今般、イージス・アショアの配備に関するプロセスを停止した旨を説明し、お詫びするとともに、今後の対応については、国家安全保障会議に状況を報告の上、その議論を踏まえて検討していく旨を伝えました。

山口県知事からは、「ブースターの問題は、住民の命に直接かかわる極めて重大な問題であるだけに、最初から、十分な精査を行っていただきたかった。今後の方針については速やかな判断を求める。」等のご発言があり、これに対し、河野大臣は、「必要な検討をしっかりと行い、速やかに結論を得られるよう、誠心誠意取り組んでまいります。」等と述べました。

その後、国家安全保障会議における議論を踏まえ、同月25日に防衛省としてむつみ演習場へのイージス・アショアの配備を断念することを公表しました。

また、イージス・アショアの配備プロセスの停止、配備断念に至るまでの経緯について、防衛大臣の下で確認作業を進め、同年9月4日にその結果を公表しました。



河野前防衛大臣による岩国訪問について

令和2年6月20日、河野防衛大臣（当時）が岩国市を訪問し、岩国飛行場の関係自治体（山口県、岩国市、周防大島町、和木町、大竹市）の首長及び関係会議議員等と面談し、愛宕山地区の運動施設を視察後、米海兵隊岩国基地及び海上自衛隊第31航空群を訪問しました。

関係自治体との面談では、河野大臣から、日頃より日米同盟の重要性、米軍や自衛隊の活動に御理解と御協力をいただいていることについて感謝を申し上げます。また、安心・安全対策や地域振興策について、意見交換が行われました。

面談後、岩国市が米軍と共同使用する愛宕山地区の運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）を訪問し、活用状況等について福田市長の説明を受けながら、絆スタジアム、カルチャーセンター、陸上競技場を視察しました。

その後、米海兵隊岩国飛行場において、在日米軍副司令官ウェロンス准将、岩国基地司令官ルイス大佐の説明を受けながら基地を視察し、また、海上自衛隊第31航空群を訪問し所属航空機を視察しました。



関係自治体首長等との面談
(シンフォニア岩国)



愛宕スポーツコンプレックス視察
(野球場（絆スタジアム）)



米海兵隊岩国航空基地視察



海上自衛隊第31航空群視察



米海兵隊岩国飛行場所属機 2 機の空中接触による墜落事故に関する再調査結果の概要説明

令和 2 年 8 月 1 2 日、森田中国四国防衛局長及び西野地方協力局補償課長が岩国市役所を訪れ岩国市長及び議長等に、同日、西野補償課長が山口県庁を訪れ山口県担当者に、それぞれ米海兵隊岩国飛行場所属機 2 機の空中接触による墜落事故に関する再調査結果の概要について説明を行いました。

また、岩国飛行場の関係自治体（和木町、周防大島町、柳井市、大竹市）や高知県、広島県等に対しても森田局長と当局幹部職員から説明を行いました。



2020（令和 2）年防衛白書の刊行

防衛白書は我が国の防衛政策に対する内外の理解を得るために毎年刊行しているもので、1970年（昭和 45 年）の発刊からちょうど 50 周年を迎えました。



令和 2 年版防衛白書表紙

令和 2 年版防衛白書は、第 I 部「わが国を取り巻く安全保障環境」、第 II 部「わが国の安全保障・防衛政策」、第 III 部「わが国防衛の三つの柱」、第 IV 部「防衛力を構成する中心的な要素など」の四部構成となっており、文書だけでなく写真や図表を数多く使用し、一般の方にわかりやくお伝えできるよう作成されています。

また、今年版は、QR コードを活用し、スマートフォン等で即時再生可能な 50 本以上の白書の内容に関連した動画を用意し、白書内の関連個所に配置しております。

令和 2 年版防衛白書は、一般の書店等でも販売されているほか、防衛省の HP からご覧いただけますので、ぜひご覧ください。

防衛省 HP「防衛白書」
(<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/index.html>)



6 その他の取組

20（令和 2）年 5 月 29 日、新型コロナウイルス感染症に対応中の医療従事者などに対し、共に対応にあたって防衛省・自衛隊として敬意と感謝の意を表するため、東京都心上空において、ブルーインパルスによる飛行を実施した。

動画：新型コロナウイルス感染症へ対応中の医療従事者等に対する敬意、感謝を示すためのブルーインパルスによる飛行
URL：<https://www.youtube.com/watch?v=P6CFDQTVs>



医療従事者などに対する敬意と感謝を示すための飛行するブルーインパルス（20（令和 2）年 5 月）



小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）
の上空におけるドローン等の飛行は、
原則として禁止されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.



※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。
<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/drone/index.html>

防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

ポスター

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第10条第1項の規定により、防衛大臣が指定する対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域の上空においては、小型無人機等の飛行が原則禁止されています。

ただし、以下の表に掲げる場所においては、それぞれ以下に掲げる小型無人機等の飛行を行うことが可能です。

場 所	可能な飛行
対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空	<ul style="list-style-type: none"> 対象防衛関係施設の管理者の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行
対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300メートルの地域の上空	<ul style="list-style-type: none"> 対象防衛関係施設の管理者の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 土地の所有者若しくは占有者(正当な権限を有する者に限る。)又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

対象施設及びその周辺地域において、小型無人機等の飛行を行う場合の手続については、防衛省及び当局のHPに掲載しております。



この度、対象防衛関係施設として、29の施設・区域が新たに指定されました。
(令和2年8月7日告示)
(令和2年9月6日施行)

このうち、当局管内においては、米海兵隊岩国飛行場および海上自衛隊岩国航空基地が指定されました。

米海兵隊岩国飛行場および海上自衛隊岩国航空基地の指定区域



上記防衛施設のほか、これまでに当局管内では下記の防衛施設が指定されています。

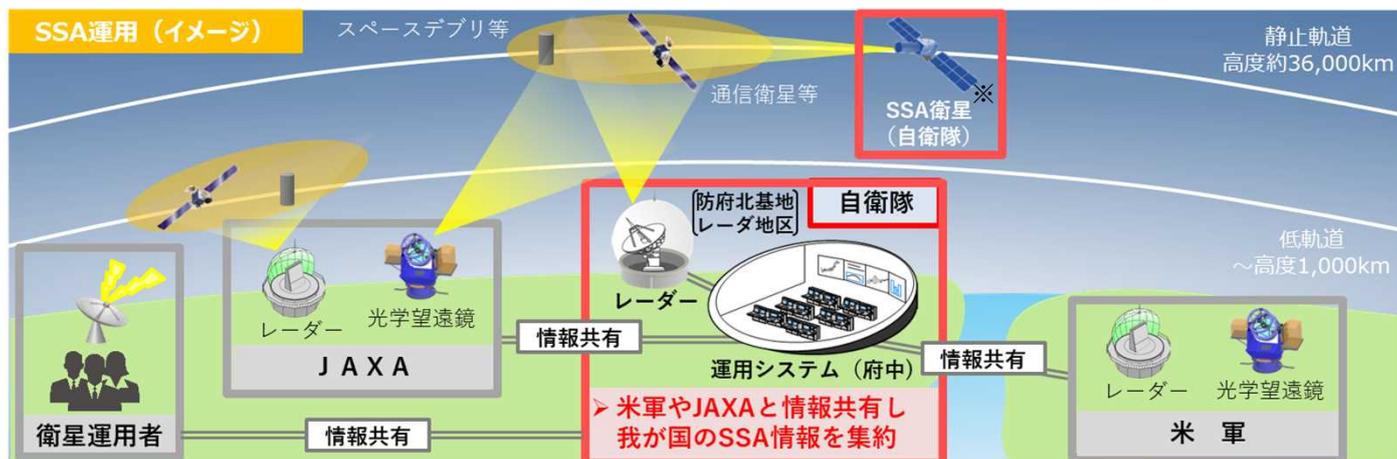
- ・海上自衛隊呉地方総監部（下図左）
- ・海上自衛隊小松島航空基地（下図右）



宇宙作戦隊の新編について

我が国にとって重要な人工衛星が、宇宙ゴミとの衝突や、不審な衛星からの攻撃によって被害を受けることのないよう、宇宙空間の状況を適切に把握するため、防府北基地レーダー地区（山陽小野田市）において、宇宙空間を継続的に監視するレーダーを設置します。

このレーダーが収集した情報と、JAXAが保有する望遠鏡やレーダーが収集した情報などを集約し、我が国の宇宙利用の優位を確保するため、航空自衛隊府中基地（東京都府中市）に「宇宙作戦隊」が5月18日に新編されました。



※SSA衛星については、地上設置型のSSAシステムだけでは特性を把握することが困難な宇宙ゴミ等を監視できるよう、令和8年度までに打ち上げる予定です。

「公募」による周辺財産の有償使用許可

管内に所在する岩国及び美保の各飛行場周辺に緩衝地帯として設置された「周辺財産」については、昨年度より、周辺財産の目的を妨げない限度において、透明性、公平性を確保した上で有効活用を図る観点から、新たに「公募」を行った上で、個人、企業等に対しても有償による使用許可を行うことができるようになりました。

なお、使用にあたっては、居住目的の使用はできないこと、原状回復が容易な使用に限ること（簡易な工作物の設置は可能）、使用者の負担により適切に管理頂くこと、公平性・透明性を確保するために「公募」を行うこと、使用期間は原則5年以内であること等について留意いただいた上で申請を行っていただくこととなります。

現在、当局管内においては、いずれも岩国飛行場周辺の地元企業に対し、駐車場及び作業場として2件の使用許可を行っているところです。

詳細については、中国四国防衛局企画部施設管理課（082-223-7166）へお問い合わせください。



岩国飛行場周辺地区の利用状況（地元企業が社用駐車場等として利用）



使用要望のあった周辺財産の用地面積を計測する当局職員

当局HPでも詳細を掲載中です。





民生安定助成施設で整備した漁業用施設の効果について

防衛省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防衛施設周辺地域との調和を図るため、周辺対策事業を行っています。

その一例をご紹介します。

呉市の漁業者は地元地先を主とした漁場で各種の漁業を営んでいますが、吉浦貯油所に入出港する船舶による漁業操業の阻害、呉港に点在する栈橋等による水面占有、秋月弾薬庫（米軍）による年間を通じての海面制限等、漁業操業の縮小、中止を余儀なくされ、漁業操業制限による漁場の分断、操業効率の低下等により、他水域での漁業を行う必要が生じ、それによる漁場の遠方で漁船の損耗、燃料の増加を招き、漁業経営を大きく圧迫しています。

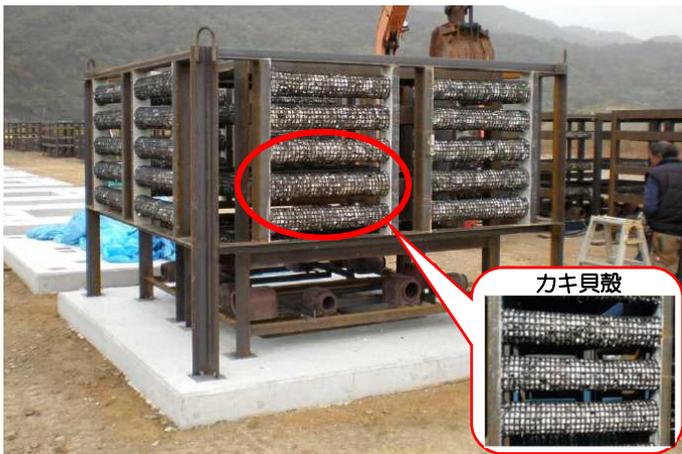
これらの障害を緩和し、漁業経営の安定を図るため魚礁を設置しています。

現在、呉市が設置している魚礁の一部は、餌料培養礁（シェルナース）と呼ばれる魚礁で、投石やコンクリートブロックの魚礁とは違い、魚礁の柱間部分がメッシュ状のパイプの中に貝殻を詰め込んだ構造となっています。

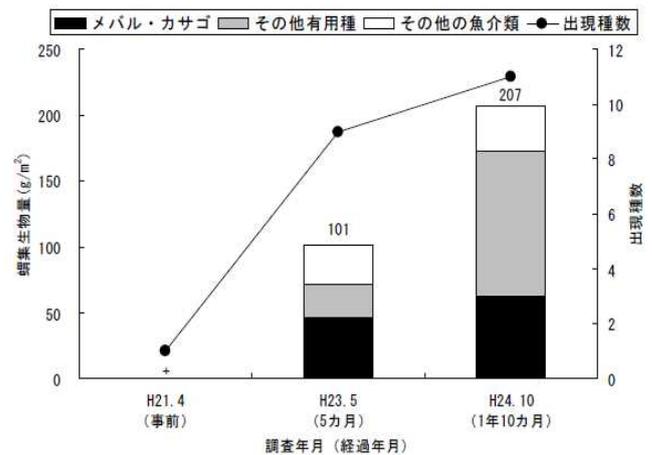
この貝殻による隙間が、魚の餌を培養したり、天然の幼魚や放流による稚魚の隠れ場となり、さらにはタコやエビの産卵場にもなります。その結果、多種多様な魚種の生息空間を創出することで漁獲の増大や魚価の向上に繋がるものです。

これまで、呉市は設置した各種のシェルナースの効果を検証するため事後調査を行っており、エビ・カニ等の餌生物や、メバル、カサゴ、アイナメ等の有用魚介類が増加していることが確認されています。

当局は、今後も、呉市の漁業経営の安定のため、漁業用施設の実施に取り組んでまいります。



シェルナース2.2型（阿賀地区のタコツボ取り付けタイプ）
寸法：幅 3.4m、奥行 3.4m、高さ 2.2m



シェルナース2.2型における魚介類の出現種数及び蛸集(いしゅう)生物量の推移
※図中の数値は全体の蛸集生物量を示す。
(其他有用種はオニオコゼ、アイナメ、クロダイ、イシダイ、マコガレイ、ウマヅラハギとした)



カキ貝殻周辺で増えるエビ類



メバルの生息状況



令和2年度優秀工事 調達部長顕彰

令和2年7月1日、令和2年度優秀工事等顕彰状の贈呈を行いました。本年度の顕彰者は優秀工事等20社で、福島邦彦調達部長からそれぞれに顕彰状を送付いたしました。

本年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、例年行っている、贈呈式は中止となりましたが、令和2年7月1日付けで、顕彰各者に郵送による贈呈を行いました。

本顕彰は、令和元年度に完成した工事・業務の中から、工事・業務成績評定や現場における創意工夫並びに施工努力等を総合的に評価し、他の模範とするにふさわしい工事・業務を選び、その受注者等を顕彰するもので、今回で11回目を数えます。

なお、顕彰を受けると総合評価方式による工事等の入札において加点されることとなります。

優秀工事等

岩国飛行場(H29)統合倉庫新設建築工事 株式会社大島組	岩国飛行場(H29)統合倉庫新設 衛生設備工事 大嶋商会株式会社	岩国飛行場(H29)統合倉庫新設建築工事 株式会社奥村組
岩国飛行場(H30)飛行場雨水排水 整備工事(その3) 勝井建設株式会社	見島(30)構内道路整備工事 協和建設工業株式会社	呉(30)局舎改修等電気その他工事 株式会社サンテック
岩国飛行場(H29)統合倉庫新設 電気その他工事 株式会社サンテック	岩国飛行場(H30)飛行場雨水排水 整備工事(その1) 山陽建設工業株式会社	岩国飛行場(H29)統合倉庫新設 衛生設備工事 大成温調株式会社
岩国飛行場(H28)日用品売店新設等 建築工事 大成建設株式会社	呉(30)潜基隊隊舎改修機械その他工事 株式会社テクノ菱和	呉(29)吉浦係留施設整備土木工事 東亜建設工業株式会社
岩国飛行場(H30)飛行場雨水排水 整備工事(その2) 長畑建設工業株式会社	山口(30)むつみ土質調査 日本地研株式会社	岩国飛行場(H30)飛行場雨水排水 整備工事(その2) 株式会社ノバック
岩国飛行場(H30)駐車場新設等 土木その他工事 日立建設株式会社	岩国飛行場(H30)飛行場雨水排水 整備工事(その1) 株式会社藤川興業所	岩国飛行場(H29)統合倉庫新設 電気その他工事 株式会社フジテクノ
徳島(30)航空灯火電源施設改修 電気その他工事 三笠電機株式会社	呉(30補)吉浦法面災害復旧工事 洋伸建設株式会社	※記載の順番は50音順です。

※調達部長顕彰を受けた代表的な施設。



統合倉庫完成写真



日用品売店完成写真



吉浦法面災害復旧工事完了写真



岩国市立東小学校・東中学校開校（山口県岩国市）

岩国市立東小学校及び東中学校の旧校舎は、岩国飛行場を離着陸等する航空機による騒音を防止・軽減するため、昭和36年度から37年度において木造の校舎を鉄筋コンクリート造の校舎に改築する工事により整備されました。

整備後、約1万9千人の児童生徒が学び舎を後にし、それぞれの夢に向かって羽ばたいていきましたが、近年老朽化等も進み、建替え等についても検討する必要が生じたことから、「志高く、豊かな心と生き抜く力を育む」という教育理念に基づいた小中一体型の学校として生まれ変わらせるため、平成28年度から29年度に再編関連特別事業として、基本設計、実施設計等（再編交付金約2.3億円）が行われたところです。

平成30年度から令和2年度において、東小中学校新築工事（全体事業費約5.9億円）に併せ、障害防止事業（一般防音事業）として防音工事（防衛省補助約2.4億円）を行いました。

本年9月1日には、開校式が挙行され、福田市長から「新校舎は、新時代の教育の場にふさわしい、地域の誇り、地域のシンボルとなる立派な校舎となりました」との祝辞があり、生徒児童代表からも「東小学校・東中学校の伝統を引き継ぎ、1年生から9年生が共にいるからこそ実践できる取組を大切にします」とのお礼の言葉が発表されました。

当局としては、これからも静穏な学習環境が提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。



福田岩国市長 祝辞



森田中国四国防衛局長 祝辞



正門



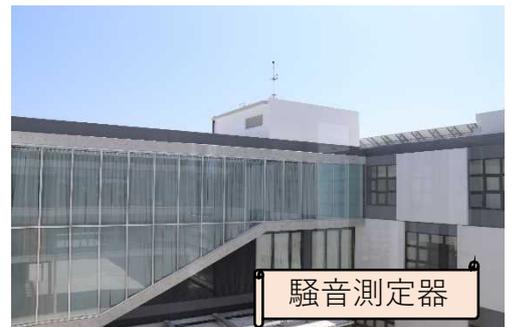
渡り廊下



教室



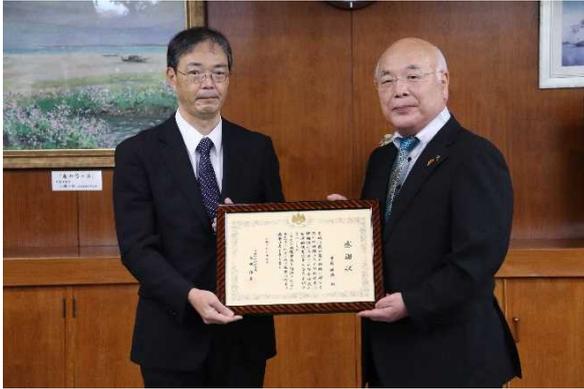
9年生教室前



騒音測定器



令和2年度 局長感謝状贈呈（前境港市長）



令和2年7月2日、当局局長は、中村勝治境港市長（当時）に対し感謝状を贈呈しました。
 中村市長は、平成16年7月から本年7月の任期満了までの間、16年間にわたり、航空自衛隊美保基地及び陸上自衛隊美保分屯地における機種更新等に際して、地元住民の意見のとりまとめに尽力されるなど、当局の施策に御理解を頂き、防衛施設の安定的な運用に多大な貢献をされたことから、このたび御退任にあたり感謝の意を表したものです。



航空自衛隊美保基地の概要

航空自衛隊美保基地は、現在は、西日本で唯一の輸送機部隊が所在する基地として、C-2輸送機及びT-400練習機が配備されています。
 長さ2,500メートルの滑走路を持つ美保飛行場は、航空自衛隊が管理運営していますが、自衛隊と民間の共用飛行場に指定されており、「米子鬼太郎空港」として利用されています。また、基地内に陸上自衛隊美保分屯地と第8管区海上保安本部美保航空基地も所在しています。



中国四国防衛局 ロゴマークの紹介

「中国四国防衛局」は「広島防衛施設局」から移行し、今年で13年目を迎えました。
 当局におきましては、管内各地域とのつながりを大事にし、防衛行政の地方基盤の一つとして業務を遂行してきたところですが、今後、更なる地域とのつながりを念頭に、管内各地の特色、風土を織り交ぜた「ロゴマーク」を当局職員に募集を行ったところ、下記のロゴマークが選定されました。今後、中国四国防衛局の広報活動等で活用してまいります。



中国四国防衛局

【作者コンセプト】

中国四国防衛局の頭文字Cが中国地方と四国地方を包み込むように図案化し、配色は防衛省のロゴマークと同じ色にして、国を守る防衛省の地方機関の一つとして、この地方を管轄する地方局であることを表現しました。



中国四国防衛局 人事異動の御挨拶(令和2年8月1日付)



たなか ふみあき
(総務部長 田中 文明)

令和2年8月1日付けで総務部長を拝命しました田中です。当局での勤務は、25年振り2回目となります。今回は施設取得課で、陸上自衛隊の演習場などの用地取得業務に携わりました。土地所有者の方から、先祖代々守り続けてこられた土地をお譲りしていただくに際して、様々なお話しをお聞きし、ご承諾いただけたことが感慨深く思い出されます。

自衛隊や在日米軍の施設が多数所在し、中国四国地方9県という広範囲な地域を管轄する中国四国防衛局職員の一員として、防衛行政にご理解とご協力をいただく地元の皆様方とのご縁を大切にしながら、これまでの職務の経験を生かしつつ、改めて我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、国民の負託に応えるべく、日々の業務に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



中国四国防衛局 職員日記



おおつぼ たつや
(総務課 大坪 竜也)

私は平成30年度に採用され、地方調整課で2年間勤務した後、今年の4月から総務課人事係で勤務しています。

地方調整課では地方公共団体や在日米軍といった防衛局外の方との連絡調整業務が中心だったのに対し、人事係では防衛局の職員に関する業務で書類作成が中心となり、全く違う業務になったことから戸惑うばかりの毎日です。特に、書類作成に関係する法律や規則等が数多くあり、どの法律や規則等にどのような基準が書いてあるかを探ることが大変ですが、法律や規則等を把握してくると段々と仕事も進めやすくなる上に、勤務時間・休暇制度など今後働く上で必ず役に立つ知識が多いので、とてもやりがいを感じています。

プライベートでは、紅葉の名所である三段峡や綺麗な海が見えるしまなみ海道など、中国・四国地方の見どころに行ってみたくていて、そのためにバイクの免許の取得を目指しています。取得までに時間がかかるかもしれませんが、いつかバイクに乗って色々な名所を巡ってみたいです。



中国四国防衛局 職員日記

私は、平成24年度入省から調達計画課、土木課、周辺環境整備課の業務に携わり、現在は再び土木課にて、防衛施設の調査・設計・工事の積算及び監督業務に携わっております。その間、2度の産休・育児休業を取得しましたが、復帰にあたっては育児との両立がしやすいような様々な制度が整っており、また上司や同僚の協力もあって、定時内でのスケジュール管理を意識しながら日々業務に取り組んでいます。

土木課の業務は奥深く、大規模な土木工事のみならず、小規模な土木工事にも、調整と工夫の過程が詰まっていることを実感します。管内のほとんどの駐屯地・基地に一度は行くことが出来たように思いますが、単純に部隊の施設、制服、装備品が好きでワクワクする気持ちが、業務への原動力になっています。

入省まで広島を訪れたことはありませんでしたが、それから9年居住し、今では第2の故郷になりました。その間に生まれた幼稚園児の息子も、もう一丁前の広島弁ユーザーです。居心地の良いこの街にまだまだ住みたい反面、いつか他地域の駐屯地・基地巡りをするのも楽しみです。



えんどう かおり
(土木課 遠藤 香織)